

淀侯稻葉侯、十ハ當主ハ先箱ヲ持セズ、傘ニモ袋ヲカケザルガ、ソノ世子ノトキハ、先箱ヲ持タセ、傘モ袋ニ入ル、當主トナレバ始ノ如シ、コレハ當主加判ヲ勤ラレシトキ、並ノ通リノ供立ニシテ、世子計、家格ニシタル形ノ殘リシナリ、

傘袋御免

〔四季草道具〕一臺笠立笠といふ物、古代なき物也、京都將軍の代までは、から笠を布の袋に入れて持せし也、武家にて白かさ袋を持する事は、公方より御免を蒙りて持せし也、御免なき人は、あさぎの布の笠袋也、宗五記に見えたり、略○中 臺笠立笠といふ事、古書に曾てなし、近代の風俗なり、

〔足利季世記舟岡記〕近江ノ九里被誅事

永正十三年六月、朝倉彈正左衛門教景、大内殿ノ吹擧ニテ、白傘袋鞍覆ヲ御免アリ、

〔大内義隆記〕杉内藤ノ恨ニハ數々ノ其中ニ、將軍ヨリノ笠袋、鞍覆ヲユルサレシヲ、武任良○相ガ異見ニテサ、ヘヲカル、事ナレバ、無念ニゾ思ハレケル、

〔大館常興日記〕天文十年二月廿四日、一もうせん鞍おほい井白笠袋、三宅出羽守御免に候、京より晴光へ御使飯兵在之、仍致披露之如此云々、

〔親俊日記〕天文十一年六月十三日壬辰、一芥川孫十郎、毛氈鞍覆白笠袋御免之、

傘持

〔三中口傳一甲〕褰御簾樣

御簾ヲ持上ル時、下簾ヲ左右共一方へ引出テ具簾而持上之、略○中 又自上兩樣隨役人、有差笠ヲ擁スル役人、下臈歟、但可隨事也、

〔吾妻鏡二十七〕安貞二年七月廿三日、將軍家渡御駿河前司義村田村山庄、略○中 次御駕、駿河四郎、

持御 佐原十郎左衛門太郎奉御

〔御供故實〕一笠持之出立様の事、いつもの人夫までにて候、其より外に別の出立やうは有まじく候、